

平成 24 年 9 月 24 日

各 位

会 社 名 日本ベリサイン株式会社
代表者名 代表取締役社長 古市 克典
(コード：3722、東証マザーズ)
問合せ先 コーポレート本部 本部長 風間 武也
(TEL. 03-3271-7011)

**定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関する承認決議
並びに全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定に関するお知らせ**

当社は、平成 24 年 8 月 28 日付「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」（以下「平成 24 年 8 月 28 日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）に係る定款一部変更及び全部取得条項付普通株式（下記「I. 当社の完全子会社化のための定款一部変更等の内容 ②」において定義いたします。以下同じです。）の取得について、本日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議し、また、全部取得条項に係る定款一部変更について、本日開催の当社普通株式を有する株主様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、下記のとおり、いずれも原案どおり承認可決されましたので、お知らせいたします。

この結果、当社普通株式は、株式会社東京証券取引所の開設する市場であるマザーズ市場（以下「マザーズ」といいます。）の上場廃止基準に該当することになりますので、本日から平成 24 年 10 月 28 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 24 年 10 月 29 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式をマザーズにおいて取引することはできません。

また、当社は、本日開催の当社取締役会において、本臨時株主総会における全部取得条項付普通株式の取得に関する決議に基づき、平成 24 年 10 月 31 日を全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日（以下「基準日」といいます。）と定め、同日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された全部取得条項付普通株式の株主様（当社を除きます。以下同じです。）をもって、その保有する全部取得条項付普通株式の全部を、平成 24 年 11 月 1 日を取得日として当社が取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式 1 株につき A 種種類株式（下記「I. 当社の完全子会社化のための定款一部変更等の内容 ①」において定義いたします。）を 0.000025 株の割合をもって交付する株主様として定めることを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

I. 当社の完全子会社化のための定款一部変更等の内容

当社は、平成 24 年 8 月 28 日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、以下の①から③の方法による当社の定款一部変更及び全部取得条項付普通株式の全部取得（以下、総称して「本完全子会社化手続」といいます。）について必要なお承認をいただくため、本日、本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

- ① 当社定款の一部を変更し、定款変更案第 6 条の 2 に定める内容の A 種種類株式（以下「A 種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを新設し、当社を種類株式発行会社（会社法第 2 条第 13 号に定義す

るものをいいます。以下同じです。)といたします(以下「手続①」といいます。)

- ② 手続①による変更後の当社定款の一部をさらに変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付す旨の定めを新設いたします(全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。)。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部(但し、当社が保有する自己株式を除きます。)を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式を0.000025株の割合をもって交付する旨の定めを設けます(以下「手続②」といいます。)
- ③ 会社法第171条第1項並びに手続①及び②による変更後の当社定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社は、株主様から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得の対価として、各株主様に対して、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式1株につきA種種類株式を0.000025株の割合をもって交付いたします。なお、米国シマンテック・コーポレーション(Symantec Corporation)(以下「シマンテック」といいます。)及びシマンテックの完全子会社である合同会社シマンテック・インベストメンツ(以下「シマンテック・インベストメンツ」といいます。)を除く各株主様に対して交付されるA種種類株式の数は、いずれも1株未満の端数となる予定です(以下「手続③」といいます。)

II. 当社の完全子会社化のための定款一部変更等に係る各議案の承認決議

1. 種類株式発行に係る定款一部変更(手続①)及び全部取得条項に係る定款一部変更(手続②)の承認決議

(1) 承認決議された事項の内容

本完全子会社化手続のうち手続①の種類株式発行に係る定款一部変更は、本臨時株主総会における第1号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。また、本完全子会社化手続のうち手続②の全部取得条項に係る定款一部変更は、本臨時株主総会における第2号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも原案どおり承認可決されました。

本臨時株主総会第1号議案に係る定款一部変更の内容は、平成24年8月28日付当社プレスリリースの「I. 1. (2) 変更の内容」に記載のとおりであり、また、本臨時株主総会第2号議案及び本種類株主総会議案に係る定款一部変更の内容は、同プレスリリースの「I. 2. (2) 変更の内容」に記載のとおりです。

(2) 定款変更の効力発生日

本完全子会社化手続のうち手続①の種類株式発行に係る定款一部変更の効力は、本臨時株主総会における承認可決をもって本日発生しております。

また、本完全子会社化手続のうち手続②の全部取得条項に係る定款一部変更の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、平成24年11月1日に発生いたします。

2. 全部取得条項付普通株式の取得(手続③)の承認決議

(1) 承認決議された事項の内容

本完全子会社化手続のうち手続③は、その他の必要事項の決定を取締役に一任いただくことを含めて本臨時株主総会における第3号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。

当該議案の内容は、平成24年8月28日付当社プレスリリースの「II. 全部取得条項付普通株式の取得の件」に記載のとおり、会社法第171条第1項並びに本完全子会社化手続のうち手続①及び手続②に係る変更後の当社定款に基づき、取得日(下記(2)において定めます。)において、基準日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株の取得と引換えに、A種種類株式を0.000025株の割合をもって交付するものであります。なお、シマンテック及びシマンテック・インベストメンツ以外の各株主様に対して取得対価として交付されるA種種類株式

の数は、1株未満の端数となる予定です。

(2) 全部取得条項付普通株式の取得の効力発生日

全部取得条項付普通株式の取得の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、本完全子会社化手続のうち手続②の全部取得条項に係る定款一部変更の効力が発生することを条件として、平成24年11月1日（以下「取得日」といいます。）に発生いたします。

(3) 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、上記のとおり、当社は、取得日をもって、全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、基準日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株につき、新たに発行する当社A種種類株式を0.000025株の割合をもって交付いたします。

当社は、株主様に対するA種種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当するA種種類株式を、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従って売却し、当該売却により得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。

かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式を当社が買い取ることを予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、基準日において株主様が保有する当社普通株式の数に44,000円（シマンテック・インベストメンツが平成24年5月28日から平成24年7月6日までの間に当社普通株式等に対して行った公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。

Ⅲ. 上場廃止の予定について

上記の各議案の承認可決の結果、当社普通株式は、マザーズの上場廃止基準に該当することとなり、本日から平成24年10月28日までの間、整理銘柄に指定された後、平成24年10月29日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式をマザーズにおいて取引することはできません。

Ⅳ. 全部取得条項付普通株式の取得に係る日程の概要（予定）

全部取得条項付普通株式の取得に係る日程の概要（予定）は、以下のとおりです。

種類株式発行に係る定款一部変更（手続①）の効力発生日	平成24年9月24日（月）
当社普通株式の整理銘柄への指定	平成24年9月24日（月）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日設定公告	平成24年9月25日（火）
当社普通株式の売買最終日	平成24年10月26日（金）
当社普通株式の上場廃止日	平成24年10月29日（月）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日	平成24年10月31日（水）
全部取得条項に係る定款一部変更（手続②）の効力発生日	平成24年11月1日（木）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付（手続③）の効力発生日	平成24年11月1日（木）

以上